

報告事項3

景観重要公共施設の指定について

景観重要公共施設とは

(景観法第8条第2項第5号ロ、ハ 関係)

景観行政団体は、以下に係る公共施設のうち、**良好な景観の形成に重要な役割を果たすものを**「景観重要公共施設」として位置づけ、景観計画に「整備に関する事項」や「占用許可等に関する基準」を定めることができます。

<対象となる公共施設>

道路、河川、海岸、港湾、漁港、
都市公園、自然公園等

指定の効果

景観重要公共施設に指定した場合

「整備に関する事項」が定められる

当該公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われます。

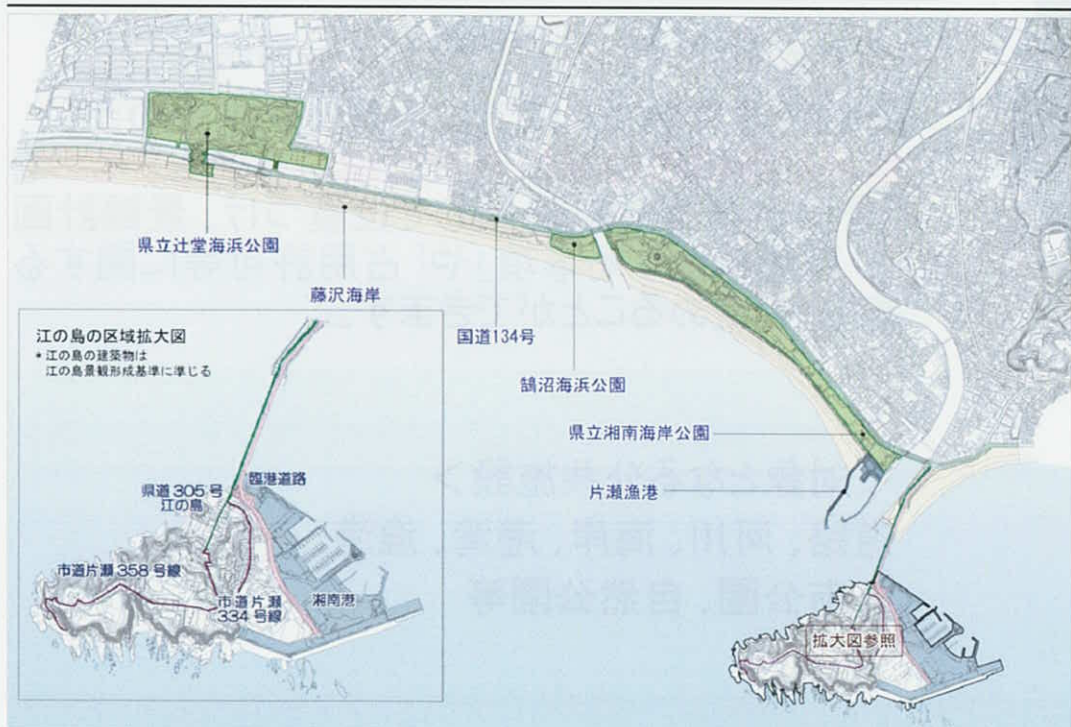
「占用許可等に関する基準」が定められる

当該施設に係る法律に基づく占用許可の基準に景観計画の基準が付加されます。

指定にあたっては、その公共施設の管理者と協議を行い、同意を得ることが必要となります。

3

景観重要公共施設 位置図



4

対象施設・施設管理者

区域	対象施設	施設管理者
湘南海岸 周辺	国道134号	県 道路維持課
	湘南海岸公園 県立湘南海岸公園、県立辻堂海浜公園 鵠沼海浜公園	県 公園課 市 まちづくりみどり推進課
	藤沢海岸	県 なぎさ港湾課
	片瀬漁港	市 片瀬漁港
江の島	湘南港 臨港道路	県 なぎさ港湾課
	県道305号江の島	県 道路維持課
	市道片瀬334・358号線	市 土木維持課

5

湘南なぎさデザインガイドライン(H3年)

「自然環境の保全」「快適な生活環境の向上」「文化的空間の創出」の視点に立ち、「アーバンリゾートゾーン」としての環境のレベルアップを図るため、国道134号とその沿道、及び海浜の景観づくりをいかに行うかを示唆する目的で作成された。

(対象エリア: 藤沢市から大磯町までの海岸線)

対象施設	要素
国道134号	国道134号、交差点、地下道、サイクリングロード
海岸	突堤、護岸、導流堤、人工海浜、海水浴場
公園	植栽、建築物、駐車場、便利施設
港湾	護岸、建築物、駐車場、植栽、便利施設
漁港	護岸、建築物、駐車場、便利施設
砂防林	ネット、砂防柵、植栽、林内通路

→高水準の施設整備により、良好な景観が形成されている

6

なぎさ軸広域景観構想（H22年）

県土の広域的な景観軸の一つである「なぎさ軸」について、美しく風格のある世界に開かれた誇れる景観を保全創造するため、現在までの県及び関連市町の計画・構想等を踏まえながらとりまとめた。

■ 既に沿線を景観重要公共施設に指定している市町

市町の境界を越えた広域的な景観形成を実現するため、本構想と各市町の景観計画が相互に連携



景観計画策定、改訂の際、本構想を十分尊重する

7

景観重要公共施設の指定に向けた考え方

湘南海岸周辺の公共施設（道路、公園、海岸、漁港、港湾）は、高水準の施設整備により良好な景観が形成されている。



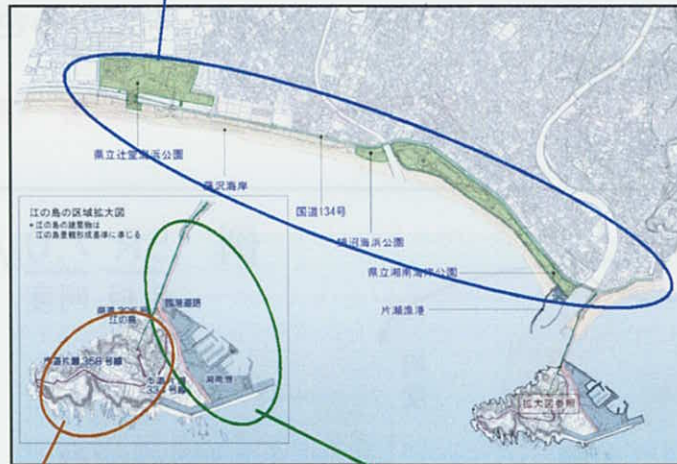
近隣市町と連携し、連続性の高い相模湾沿岸の良好な景観を将来にわたって維持していくため、湘南海岸周辺の公共施設を景観重要公共施設に指定し、必要な基準を定めるもの。

8

景観重要公共施設の基準案

国道134号沿線

国道134号、湘南海岸公園
藤沢海岸、片瀬漁港



江の島（旧島部）

県道305号江の島
市道片瀬334・358号線

江の島（臨港地区）

湘南港、臨港道路

9

国道134号沿線

国道134号
湘南海岸公園
藤沢海岸
片瀬漁港

国道134号沿線

<方針>

湘南の海とまちの賑わいが
調和する都市景観の創出



海辺の環境と歴史・文化を活かした、「五感を育む空間づくり」を目指すとともに、富士山、江の島、相模湾への眺望の保全に努め、国道134号沿線全体の一体性や連続性に配慮する。

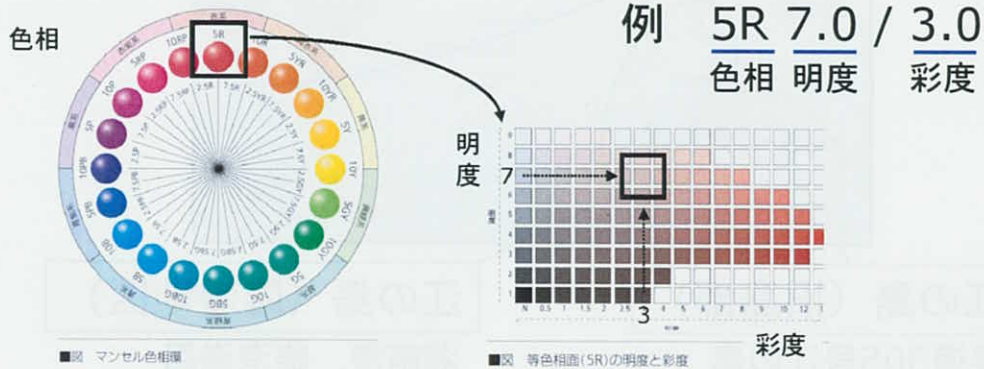
10

色彩の表記について

本基準では、色彩を正確かつ客観的に表すため、マンセル表色系を用いています。

マンセル表色系は多くの国々で用いられている色彩の尺度で、ひとつの色彩を、

色相 (いろあい) ・ 明度 (あかるさ) ・ 彩度 (あざやかさ)
で表現します。



国道134号沿線

- 国道134号沿線
 - 国道134号
 - 湘南海岸公園
 - 藤沢海岸
 - 片瀬漁港

国道134号

整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号口）

- 歩道の舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。
- 道路照明灯の色彩は、鵠沼橋から片瀬橋の間については5PB9/0.5程度(青みがかった白)その他の部分は10YR8.5/0.5程度(オリーブ)とする。
- 防護柵（橋梁部分を除く）は、透過性が高いものとし、色彩は10YR8.5/0.5程度(オリーブ)とする。

但し、部分的に用いる色彩についてはこの限りでない。

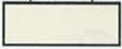
- 車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。
- 標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールは色彩は10YR8.5/0.5程度(オリーブ)とする。
- 歩道橋（手摺部分を除く）の色彩は、10YR8.5/0.5程度(オリーブ)とする。
- その他の工作物の色彩は色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。
- 工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。
- 道路用地内の建築物の屋根及び外壁の基調色は、別表1及び別表2による。
- 植栽は遠景への眺望を阻害しないよう配慮する。
- 電線類地中化の維持に努める。
- 電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮するよう、占有者に働きかける。又は地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。

5PB9/0.5
(青みがかった白)



基本色

10YR8.5/0.5
(オリーブ)



10YR6/1
(グレーベージュ)



10YR2/1
(ダークブラウン)



国道134号沿線

国道134号

国道134号 占用許可基準（道路法第32条第1項又は第3項）

- ・信号柱、標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色相は10YR8.5/0.5程度(オリーブ)とする。
- ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器等の箱状工作物の色彩は、10YR 6/1程度(グレイベージュ)とする。
- ・その他の工作物の色彩は色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。

基本色

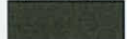
10YR8.5/0.5
(オリーブ)



10YR6/1
(グレイベージュ)



10YR2/1
(ダークブラウン)



国道134号沿線

湘南海岸公園

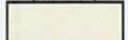
(県立湘南海岸公園、鵠沼海浜公園、県立辻堂海浜公園)

整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号ロ）

- ・照明灯、防護柵、管理柵の色彩は、10YR 6/1(グレイベージュ)又は10YR2/1程度(ダークブラウン)とする。
- ・車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。
- ・標識、公共サイン等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色相は10YR 6/1(グレイベージュ)又は10YR2/1(ダークブラウン)とする。
- ・その他の工作物(遊具、健康器具等を除く)の色彩は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。但し、交通公園及び辻堂ジャンププール内の施設についてはこの限りでない。
- ・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。
- ・建築物(県立辻堂海浜公園を除く)の屋根及び外壁の基調色は、別表1及び別表2による。
- ・植栽は景観と眺望に配慮する。
- ・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。

基本色

10YR8.5/0.5
(オリーブ)



10YR6/1
(グレイベージュ)



10YR2/1
(ダークブラウン)



国道134号沿線

湘南海岸公園

(県立湘南海岸公園、鵠沼海浜公園、県立辻堂海浜公園)

占用許可基準（都市公園法第5条第1項又は第6項第1項若しくは第3項）

- ・ 工作物は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。
- ・ 自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。

基本色

10YR8.5/0.5
(オリーブ)



10YR6/1
(グレーベージュ)



10YR2/1
(ダークブラウン)



国道134号沿線

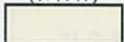
藤沢海岸

整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号口）

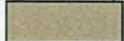
- ・ 車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。
- ・ 標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポール色彩は10YR6/1 (グレーベージュ) 又は10YR8.5/0.5程度 (オリーブ) とする。
- ・ その他の工作物は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用しない。
- ・ 工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。
- ・ 光沢や反射性のある周辺から突出するような素材・色彩の使用は最小限にとどめる。
- ・ 海浜植物、砂防林、砂浜等の保全に努め、周辺の自然環境との調和に配慮する。
- ・ 公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。

基本色

10YR8.5/0.5
(オリーブ)



10YR6/1
(グレーベージュ)



10YR2/1
(ダークブラウン)

